

## 第284回名古屋市個人情報保護審議会

日時：令和4年5月19日（木）  
午後1時30分～

場所：西庁舎12階 西12A会議室

### 議 題

- 1 名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
  - ・答申案の検討について

### 次回以降の日程等について

#### ○第285回

日時：令和4年6月3日（金） 午後1時30分から午後2時50分  
場所：名古屋市役所西庁舎12階 西12A会議室

#### ○第286回

日時：令和4年7月1日（金） 午後1時30分から午後2時50分  
場所：名古屋市役所西庁舎12階 **大和室**

#### ○第287回

日時：令和4年8月5日（金） 午後1時30分から午後2時50分  
場所：名古屋市役所西庁舎12階 入札室

第 284 回個人情報保護審議会  
(タイムスケジュール)

令和 4 年 5 月 19 日 (木) 西庁舎 12 階西 12A 会議室

13:30	<個人情報保護審議会 開会>
13:35	◎名古屋市個人情報保護制度の改正について ・答申案の検討について
14:50	<個人情報保護審議会 閉会>

### 3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正（概要）①

5/19 参考資料2

- 整備法第51条による個人情報保護法（以下「法」という。）の改正に伴い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を改正する。
- 今回の改正案については、昨年7月及び11・12月の2回にわたり実施した全国の地方公共団体を対象とした説明会においていただいた質問や、説明会前後に提出いただいた意見等（延べ2000件超）も踏まえ、立案した。
- なお、整備法第51条による改正後の法（※）において新たに法の適用対象になる地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、行政機関及び独立行政法人等と同一の条項が適用されることになることから、ガイドラインにおいても、これらの条項については行政機関及び独立行政法人等と同じ記述が適用されるものとする。

（※）これに基づく政令、規則も含む。以下同じ。

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所)
① 条例要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報として、「条例要配慮個人情報」が新設（法第60条第5項）。</li> <li>➢ 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体等による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に反することを説明。</li> </ul>
② 「地域における事務」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>法第61条第1項（個人情報の保有の制限）及び第69条第2項第2号・第3号（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）の「法令の定める（所掌）事務又は業務」には、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」が含まれることを説明。</u></li> <li>➢ <u>法第69条第1項（目的外利用及び提供の禁止の原則）の「法令に基づく場合」には、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは含まれないことを説明。</u></li> </ul>
③ 死者に関する情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>死者に関する情報について、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となることを説明。</u></li> </ul>

### 3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正（概要）②

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所)
④地方公共団体に置く審議会等への諮問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。</li> <li>➢ 「特に必要な場合」につき、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合がこれに当たる旨と併せ、求められる専門的知見として、サイバーセキュリティに関する知見を例示。</li> <li>➢ 地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律と解釈が個人情報保護委員会に一元化された整備法第51条による法改正の趣旨に反することを説明。</li> <li>➢ <u>施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用について、施行後は改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要があることを説明。</u></li> </ul>
⑤地方公共団体による必要な情報等の提供の求め	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができ（法第166条第1項）、情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに同委員会に連絡することが望ましいことを説明。</u></li> <li>➢ <u>個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、同委員会に連絡することが望ましいことを説明。</u></li> </ul>
⑥条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 法において条例への委任規定が設けられている事項（例：本人開示等請求における手数料（法第89条第2項））及び一定の事項について条例で定めることが許容されている事項（例：個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）、本人開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条））について説明。</li> <li>➢ 個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されないことを説明。</li> <li>➢ <u>法と重複する内容の規定を条例で定めることについて、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした整備法による法改正の趣旨に照らし、許容されないことを説明。</u></li> </ul>

※ 地方公共団体から提出いただいた質問等の大部分を占める、改正後の法の下における具体的な運用解釈を問うものについては、今後の事務対応ガイドやQ & Aの策定・見直しにおいて、対応する記述の追加等を行っていく予定。

※ 本改正によるガイドライン（行政機関等編）の施行日は、令和5年4月1日。

名古屋市個人情報保護制度改正に係る対応の考え方（第2章）

現行条例	改正後の規定のあり方（案）	役割				
		実施機関	市政情報室	審議会※	個人情報委	あんしん条例
§6 個人情報取扱事務の届出 法75 個人情報ファイル簿の作成及び公表	個人情報の取扱いを明らかにする手法を規定（条例又は要綱）	公表する届出等の作成	○とりまとめ・取扱状況のチェック ○公表			(なし)
§8 取得の制限 §9 要注意情報の取得の禁止	現行条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（以下、「条例意見聴取事項」という。）に準ずる取得に係る市政情報室や審議会の関与（協議・報告等、以下同じ）を規定（要綱）	条例意見聴取事項に準ずる取得 ○提供について、市政情報室に協議○報告（以下、「協議等」という。）	○実施機関の報告を受付・チェック ○実施機関の協議に対応→必要に応じ個人情報委等に相談 ○実施機関から報告等を受けた事項について審議会に報告	○取扱状況の報告を受け意見陳述	必要に応じ情報提供・助言・監督権限を行使	
§11 利用及び提供の制限	条例意見聴取事項に準ずる提供に係る市政情報室や審議会の関与を規定（要綱）					
§13 要注意情報の電子計算機処理の禁止 §14 電子計算機処理の制限 §15 電子計算機の結合の禁止	（国の関与のあり方により、必要に応じ）個別事案について任意で意見を聴ける旨を規定（条例）	一定の電子計算機処理について市政情報室に報告	○あんしん条例上の内部審査・セキュリティポリシー策定に関与 ○審議会に報告	個別事案について任意で諮問を受ける		○セキュリティポリシー策定 ○内部審査を実施→審議会審議案件の精査の役割を持たせる

※記載されているもののほか、本市個人情報保護制度の推進を図るため必要な事項等についての調査審議や、市の条例に関連する規程等についての意見陳述等を行う

名古屋市個人情報保護制度改正に係る対応の考え方（非開示理由の異同の整理）

（考え方）

非開示情報については、現行条例と法において一部に規定上の相違があるものの、実運用に大きな影響はないと考えられる  
→国のガイドラインや条例の解釈・運用等の規定により法の解釈を庁内に周知し、改正法施行後も開示・非開示について適切な判断がなされるようにする

（主な論点（他の非開示理由は規定上も大きな異同無し））

現行条例（§20(1) 非開示情報）	改正法（§78(1) 不開示情報）	規定上の変更点	整理
① 開示請求者の <b>生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</b>	①開示請求者の <b>生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</b>	法の不開示情報には開示請求者の身体を害するおそれのある情報が含まれない	実運用上の影響はないものと考えられる
②代理人により開示請求がなされた情報であって、当該代理人に開示することが本人の利益に反すると認められるもの	②開示請求者以外の個人に関する情報であって、 <b>特定の個人を識別することができるもの</b> （公務員等の職、職務の内容を除く。）	利益相反情報について、条例§20(1)②に相当する規定が法にない	§78(1)により不開示にすることと整理されている※1
③開示請求者以外の者の <b>個人情報</b> であって、 <b>その者の正当な権利利益を害するおそれがある情報</b> （ <b>公務員等の職、氏名、職務の内容を除く</b> 。氏名を開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがある場合は、氏名を除く）	②開示請求者以外の個人に関する情報であって、 <b>特定の個人を識別することができるもの</b> （公務員等の職、職務の内容を除く。）	条例では個人の権利利益を害するおそれがある情報が非開示、法では個人を識別することができる情報が非開示 法においては、公務員等の氏名が、例外的に開示となる公務員の職務遂行情報に含まれない	一般に、個人の権利利益侵害の有無の判断は困難であり、個人を識別できれば非開示という判断にならざるを得ないとも考えられることから、実質的に大きな差はない 公務員等の氏名について、慣例として開示請求者が知ることができる情報は開示となる※2
⑦行政運営支障情報 事務事業ごとの支障の例に「指導、評価、選考、判定、診断等」が含まれる	⑦行政運営支障情報 事務事業ごとの支障の例に「指導、評価、選考、判定、診断等」が含まれない	法においては、事務事業ごとの支障の例に「指導、評価、選考、判定、診断等」が含まれない	例示のない事務支障についても包括規定で判断できる※3ものとされている
⑧任意提供情報 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供した情報	③法人等の事業活動情報 法人等が行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたもの	法においては、任意提供情報の提供主体に（事業を営まない）個人が含まれない	開示することで開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある場合などは②個人情報又は⑦行政運営支障情報に該当し非開示とすることとなる
⑨法令秘情報	（なし）	法令秘情報について、条例§20(1)⑨に該当する規定が法にはない	他の規定で非開示等の判断を行う※4

※1 法定代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあるような場合には、第1号に規定する不開示情報に該当する（QA A5-3-1）

※2 慣行として開示請求者が知ることができる情報については、例外的に開示することとなる。例えば、一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができる」場合に該当する。（QA A5-4-4）

※3 例示されているもの以外については、「その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。（ガイド202頁）

※4 他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、当該情報が他の非開示情報のいずれに該当するかを実質的に判断する（QA A5-4-3）

名古屋市個人情報保護制度改正に係る対応の考え方（第3章～第8章）

現行条例	改正法	規定上の変更点	対応等
§18 開示請求権 (請求できる者) 本人及び法定代理人(未成年者、 成年被後見人)	§76 開示請求 (請求できる者) 本人、法定代理人(未成年者、成 年被後見人)及び <b>本人の委任による 代理人</b> (任意代理人)	本人の委任による代理人による開示請求が可能になる	任意代理人の請求につき ・本人の委任の意思を確認する手続き ・任意代理人本人であることを確認する手続き 等を ⇒ <b>要綱で規定</b>
§24 開示決定等の期限 開示請求があった日の翌日から起算して14日以内	§83 開示決定等を行う期限 <b>請求があった日から30日以内</b>	開示決定等を行わなければならない期限が異なる	現行条例(開示請求があった日の翌日から起算して14日以内)と同様の期限を <b>条例で規定</b>
§26 理由付記等 非開示又は一部開示のときは、書面によりその理由を示さなければならない。このとき、非開示の根拠規定及び当該規定を適用する事由が、書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。	なし  ※参考 行政手続法§8 申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。 処分を書面でするときは、理由は、書面により示さなければならない。	理由付記義務に係る規定がなくなる	現行条例と同様の規定を <b>条例で規定</b> できるか検討
§29(4) 開示の実施 開示決定のあった日の翌日から起算して1年以内	§87 開示の実施方法等 通知のあった日から30日以内		現行条例の運用「開示決定があった日の翌日から起算して1年以内」とすることを <b>条例で規定</b>
§31 簡易開示 開示請求によらない簡易な開示手続きを要綱で規定できることとする	(なし)	規定なし	「簡易開示制度」として現行どおり <b>条例で規定</b> することを検討
§32 費用の負担 行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を実費として徴収	§89 手数料の額 行政文書 <b>1件あたり手数料300円</b> (オンラインの場合200円)	条例で手数料の額を定めなければならない	手数料を無料とする旨を <b>条例で規定</b> するとともに、写しの交付等に要する費用を実費として徴収する

名古屋市個人情報保護制度改正に係る対応の考え方（第3章～第8章）

現行条例	改正法	規定上の変更点	対応等
<p>§33 訂正請求権 §41 消去・利用停止請求権 (1)請求を行うには開示請求前置 (2)請求できるのは開示日の翌日から起算して1年以内</p>	<p>§90 訂正請求権 §98 利用停止請求権 開示日から90日以内</p>	<p>訂正等請求を行える場合（開示日からの日数）が異なる</p>	<p>開示請求の前置を訂正等請求の必須要件としないこととし<b>条例で規定</b> (これに伴い開示日からの訂正請求期限も設けない)</p>
<p>§38、46 訂正決定等、消去・利用停止決定等の期限の特例 請求から60日以内に決定することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合等は相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる</p>	<p>§95 期限の特例 訂正決定等に特に<b>長期間を要すると認めるとき</b>は、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる</p>	<p>特例を適用できる場合に関する記載が異なる</p>	<p>特例延長は、延長後の期限内（60日以内）に決定することが困難な場合に実施することとされている →対応不要（庁内周知）</p>
<p>§48 審議会への諮問等 (1) 審査請求は次の実施機関に対してする ①実施機関が議長 議長 ②実施機関が市大 市大 ③上記以外 市長</p>	<p>(なし)</p>	<p>審査請求先についての規定がなくなる</p>	<p>行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができるため（法§108）、現行の③については同様に<b>条例に規定</b>。①②については、市会、市大の動向次第で<b>条例に規定</b>か。</p>
<p>§48(3) 審査請求があった場合は、個人情報保護審議会に諮問しなければならない</p>	<p>§105(1) (3項による読み替え後) 審査請求があったときは、…行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問しなければならない</p>	<p>諮問先が行審法81条1項又は2項の機関に限られることとなる</p>	<p>審議会を、行審法81条1項の機関として設置すること（法§105(1)の諮問に応じること）を<b>条例で規定</b></p>
<p>§51 審議会の審議事項</p>	<p>§129 地方公共団体に置く審議会等への諮問 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、審議会に諮問することができる</p>	<p>要注意情報の電子計算機処理、電子計算機処理の新規開始、電子計算機の結合などについて、「条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項」として調査審議の対象とする旨の規定がなくなる</p>	<p>諮問できる事項を具体的に<b>条例に定める</b>必要があるため、内容を検討。ただし個別の事案の適否等については諮問することが許容されない。</p>



名古屋市個人情報保護制度改正に係る対応の考え方（第3章～第8章）

現行条例	改正法	規定上の変更点	対応等
§63 出資法人等の責務	なし	実施機関は、出資法人に対し、個人情報保護のために必要な措置を講じるよう指導に努めなければならない旨の規定がなくなる	出資法人等に関するガイドラインの改廃を検討する。また、従来の保護措置を求めることができるのか検討。
§64 指定管理者の指定に伴う措置	§66 安全管理措置 指定管理者の管理業務については、 <b>公的部門の安全管理措置が適用される</b>	指定管理者の指定に伴う措置に関する規定がなくなる	安全管理措置を <b>要綱に規定する</b>
§72-77 罰則	§176-185 罰則	審議会委員の秘密保持に関する罰則がなくなる	法に規定する義務等に違反した者に対する独自の罰則を条例に規定することはできないが、条例で独自の義務等を規定する場合に、当該義務に違反した者に対する独自の罰則を条例で規定することは可能 →現行条例どおり、審議会委員の秘密保持に関する罰則を <b>条例で規定</b>
/	§109-123 行政機関等匿名加工情報の提供等	民間事業者からの提案を受けて個人の権利利益の保護に支障を生ずるおそれがない範囲で行政機関等匿名加工情報を作成することができる旨の規定が加わる	匿名加工に係る <b>手数料は標準額と同額とする</b> <b>提案内容については、一定程度公表を行う。</b> その検討においては、個人情報保護を前提に、法の趣旨を損なわないように配慮。

個人情報保護委員会への質問事項

1 各事項における質問

事項	内容	答申への影響
死者情報	<p>○遺族等が死者情報の開示請求をするに当たり、当該死者情報から当該遺族等自身を識別することができるかどうかの判断は、原則として、当該死者情報の内容と、「開示請求の時点で」実施機関が容易に照合し得る「他の情報」の内容とを基に行われるべきものと認識でよいか。</p> <p>○また、死者情報と、これと照合し得る他の情報とからは、当該死者情報が遺族等の個人情報に該当するといえない状態で、当該遺族等が当該死者情報の開示請求をする際に、<u>当該死者情報と照合して当該遺族等個人の識別を可能とする資料を提出したときには</u>、当該死者情報を請求対象の保有個人情報として特定し得るのか。</p>	<p>○遺族等の個人情報として開示請求できる範囲が変わる</p>
審議会等への諮問	<p>○いかなる場合にも、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案の取扱いについて、事前に審議会へ諮問（意見聴取）することは許されないか。また、類型的な諮問は許されないものの、特に判断に迷う事例について諮問する余地が残されているのか。</p> <p>○何らか意見聴取事項について例示を置いた上で、包括的な形で個人情報の取扱いに関して審議会に意見聴取をすることはできるのか。</p>	<p>○電子計算処理において、任意に審議会に事前聴取できることが許容されなくなる</p> <p>○包括規定を設けるにしても、具体的に諮問事項を定める必要がある</p>

2 死者情報の解釈について

死者情報について、「同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に該当するか否かは、「当該情報の内容、当該情報と容易に照合することができる他の情報の存否・内容等の実態に則して個々の事例ごとに判断する。」と示している。

※例 遺族Aが亡くなったBの介護認定審査会の情報を開示請求した場合に、介護保険課の保有する、亡くなったBの介護認定審査会に関する情報と実施機関が保有する他の情報から、遺族Aが識別できて、遺族Aの個人に関する情報であると判断できるか否か

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正  
に伴う名古屋市個人情報保護制度のあり方について

（答 申）

**R4. 5 暫定版**

名古屋市個人情報保護審議会

## 目 次

第1	とりまとめの趣旨	○
第2	論点整理	
1	条例要配慮個人情報として定義すべき情報について	○
2	死者に関する情報の開示について	○
3	個人情報ファイル簿の作成対象とならない保有個人情報の公表について	○
4	個人情報の取得の制限について	○
5	個人情報の利用及び提供の制限について	○
6	電子計算機を用いた個人情報の処理に関する制限について	○
7	開示決定等の期限について	○
8	開示請求者の費用負担について	○
9	訂正請求及び利用停止請求に係る開示決定等前置について	○
10	行政機関等匿名加工情報の提供について	○
11	議会における個人情報保護について	○
12	当審議会における審議事項等について	○
	参考資料	
1	諮問書	○
2	名古屋市個人情報審議会委員名簿	○
3	名古屋市個人情報審議会審議経過	○

## 第1 取りまとめの趣旨

地方公共団体は、国と比較して、住民と直接的に関わる施策を実施することが多く、これに伴い必然的に大量かつ多様な個人情報保有することになることから、個人情報の取扱いに関し、国の法制化に先立って、多くの団体で独自に条例を定め、必要な措置を講じてきた。本市においても、平成8年、当時の情報化社会の進展を踏まえ、「個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正並びに消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、市民の基本的権利の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与すること」を目的として名古屋市個人情報保護条例（以下「条例」という。）が制定された。条例に基づき、本市においては、今日まで、個人情報保護の重要性に立脚して一定の個人情報保護水準を担保した個人情報保護制度が、一定程度安定的に運用されてきたところである。

一方、近年の情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、地域や官民の枠を超え、地方公共団体が保有する個人情報について、その利活用を円滑化するためのルールや運用の統一に対する要請が高まってきた。こうした課題への対応のため、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）が公布され、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が一部改正されることとなった。これにより、令和5年4月から、地方公共団体の個人情報保護制度は、個別の条例に基づく規律から、整備法による改正後の法（以下「新法」という。）に基づく全国共通ルールとしての規律へと移行し、国に置かれた個人情報保護委員会（以下「個情委」という。）の監督の下、統一的な制度運営を求められることとなる。そして、地方公共団体には、新法の制定趣旨、目的等に照らし、各地方公共団体において新法の施行のために必要な制度の構築が求められることとなった。

このことを受け、市長から当審議会に、条例第51条第2項第3号の規定に基づき、本市の個人情報保護制度のあり方についての諮問があった。新法の趣旨として、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が掲げられており、その規律には、条例による規律と異なる点が複数ある。当審議会では、新法の規律へ移行した後であっても、条例による規律の趣旨を可能な限り維持すべきとの観点に立ち、検討を行い、特に対応を要すると考えられる点につき、以下のとおり取りまとめた。

名古屋市においては、本答申を尊重して具体的な制度設計を行い、条例の改正等必要な措置を速やかに講じるとともに、その適切な運用が図られることを

要望する。

## 第2 論点整理

### 1 条例要配慮個人情報として定義すべき情報について

条例要配慮個人情報として規定すべき事項は、現時点では想定されない。

現行条例においては、思想、信条、宗教、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住していること等の「要注意情報」が定義され、その取得の制限が定められている。

一方、新法においては、「要注意情報」に類似の概念として、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害の事実等の「要配慮個人情報」が定義された上で、それ以外に、「地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する」個人情報を「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができることとされている。

当審議会において、要注意情報には含まれ、要配慮個人情報には含まれない情報その他の条例要配慮個人情報として規定すべき情報について検討を行ったところ、本市において「地域の特性その他の事情」を有し、条例要配慮個人情報として規定することのできる情報は、現時点では、想定されなかった。

ただし、今後、新法の規律を運用する中で、これに該当することとなる情報が洗い出され、あるいは新たに表れる可能性はあるため、その把握に遺漏のないよう留意されたい。

### 2 死者に関する情報の開示について

死者に関する情報であって、条例に基づく開示請求を受けて遺族等に開示しているもののうち、新法に基づく開示請求の対象外となる部分については、引き続き遺族が開示を受けられるよう、情報提供の仕組みを構築することが適当である。

現行条例の規律においては、個人情報の範囲に死者を含めた上で、死者に関する情報（以下「死者情報」という。）の遺族等への開示に関しては、平成21年5月20日付けの当審議会答申第287号を踏まえ、開示請求において、次のように取り扱われている。

	死者が成人である場合	死者が未成年者である場合
開示請求を認めることができる個人情報の範囲	死者の医療・介護関係情報	死者の個人情報の全部
開示請求をすることができる者の範囲	死者の父母、配偶者、子、祖父母及び孫（これらの者が存在しない場合には、法定相続人）	死者の生前法定代理人であった者

一方、新法においては、個人情報の範囲が「生存する個人に関する情報」であることとされた。これにより、死者情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該遺族等の個人情報として開示請求の対象となることとされたことから、上記現行の取扱いには、許容されない部分が出ることとなると考えられる。ただし、新法において死者情報が個人情報の範囲から除かれた理由は、新法が、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益の保護を目的としており、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのが生存する個人であることにある。したがって、新法に基づく個人情報保護制度の枠外で死者情報の開示の制度を設けることは許容されることとなると考えられる。

上記現行の取扱いによる死者情報の開示請求が、毎年度一定数あることも踏まえれば、条例に基づく開示請求を受けて遺族に開示している死者情報のうち、新法に基づく開示請求の対象外となる部分につき、遺族に対する情報開示の水準が低下することのないよう、市全体として一定程度開示レベルの均質化を図ることのできる形で、情報提供の仕組みを構築するのが適当である。

### 3 個人情報ファイル簿の作成対象とならない保有個人情報の公表について

新法に基づく個人情報ファイル簿の作成の対象とならない保有個人情報に関しても、その取扱状況を適当な形の帳簿に取りまとめ、公表する仕組みを構築することが適当である。

現行条例の規律においては、個人情報を取り扱う事務の開始等に当たっては、対象となる本人の数によらず、原則として市長への届出を要し、市長はこれを「個人情報取扱事務目録」として公表することとされている。そして、その適



用除外となるのは、当該事務が、本市の職員等の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項を取り扱うもの、1年以内に廃棄又は消去することとなる保有個人情報を取り扱うものである場合等に限られている。

一方、新法における規律においては、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索することができるよう体系的に構成されたものを「個人情報ファイル」と定義した上で、これにつき、一定の事項を記載した個人情報ファイル簿の作成が義務付けられることとなった。ただし、その適用除外となる要件として、本人の数が1,000人未満であることをはじめ、複数の要件が規定されている。その結果、現行条例により「事務」を単位として作成される個人情報取扱事務目録と、新法により「個人情報ファイル」を単位として作成される個人情報ファイル簿とでは、作成の単位の違いをおくとしても、後者に含まれる範囲の方が大幅に狭くなることが想定される。この点につき、新法では、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」旨規定している。

個人情報取扱事務目録、個人情報ファイル簿とも、その作成及び公表には、市の内部における個人情報の取扱いが明らかになり、また、保有個人情報の適正な管理に資するという意義が認められる。特に、市民が、行政における自己に関する個人情報の取扱状況を的確に認識し、当該個人情報へ関与することを可能とすることの重要性に鑑みれば、新法に基づく個人情報ファイル簿の作成の対象とならない保有個人情報の取扱いに関しても、その状況を適当な形の帳簿に取りまとめ、公表する仕組みを構築することが適当である。ただし、これに当たっては、新法により作成が義務付けられる分量を大幅に上回る分量の帳簿を作成することとなることが想定されることから、当該帳簿の作成及び公表が効率的に行われるような仕組みとなるよう配慮されたい。

#### 4 個人情報の取得の制限について

- (1) 個人情報の本人外取得のうち、現行条例によるならば事前に当審議会への意見聴取を要するものについては、個人情報保護制度の所管部署への報告等を行った上で当該取得を実施するとともに、これにつき当審議会への事後報告を行うこととするのが適当である。
- (2) 要配慮個人情報の取得については、その適正な取扱いが担保されるよう適切な対策を講じるとともに、法令等に基づかない取得については、個人情

報保護制度の所管部署への報告等を行った上で当該取得を実施するとともに、これにつき当審議会への事後報告を行うこととするのが適当である。

(1) 現行条例においては、原則として、個人情報とは本人から取得しなければならないことが規定され、その適用除外となるのは、本人同意のある場合、法令に定めのある場合、個人の生命等の保護のため緊急かつやむを得ない場合等の一定の要件を満たす場合のほかは、「名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めた」場合に限定されている。すなわち、条例に明示された場合を除き、個人情報の本人以外からの取得に当たっては、当審議会の関与が必須とされている。

一方、新法による規律における取得の制限は、「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」旨定めるのみであり、上記現行条例における取得制限は、新法においては、「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」とする保有の制限に形を変えることになる。そして、新法に基づく個人情報保護制度の所管は、個人情報保護委員会が一元的に担うこととされており、個人情報の取得に当たっては、上記現行条例の規律のような形での当審議会による事前関与は、許容されないこととなると考えられる。

これらの個人情報の取得に関し当審議会への意見聴取がなされた案件は多くはないとはいえ、新法移行後に当審議会の関与が及ばなくなることで、個人情報の取扱いの慎重さ、的確さの低下を招くおそれは一概に否定できない。判断に迷われた場合に個人情報保護委員会に意見を聴くことは可能であるとはいえ、義務的なものではない。また、緊急時などにおける個人情報保護委員会の対応の迅速性等にも疑問が残る。

こうした点を踏まえ、現行条例によるならば当審議会への意見聴取を要することとなる個人情報の取得については、事前に個人情報保護制度の所管部署へ報告をし、又は必要に応じて協議等を行った上で当該取得を実施することとするとともに、これにつき適切な形で当審議会への事後報告を行うこととするのが適当と考える。これにより、実施機関におけるこれらの事項の取扱いに一定の緊張感を持たせるとともに、取扱いの透明性が確保されることを期待するものである。

(2) 現行条例における要注意情報については、その適用除外となるのは、法令又は条例に定めがある場合のほかは、「名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて事務の目的達成に必要不可欠であると認めた」場合に限定されている。

一方、新法における要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報（以下「要配慮個人情報等」という。）に関する規律としては、保有個人情報に要配慮個人情報等が含まれる場合には個人情報ファイル簿に記載しなければならないこと、要配慮個人情報等を漏えいした際には個人情報委員会へ報告し、原則として本人へ通知しなければならないことが規定されるのみで、取得に関する制限は置かれていない。また、上記(1)と同様、要配慮個人情報等の取得に当たっては、当審議会の事前関与は許容されないこととなると考えられる。

要注意情報の取得に関し、新法移行後に当審議会の関与が及ばなくなることで、個人情報の取扱いの慎重さ、的確さの低下を招くおそれを一概に否定できないことは、上記(1)と同様である。加えて、要注意情報に関しては、その漏えい等による権利利益の侵害の程度が大きいことから、特に慎重な取扱いが求められるものであり、これは、新法に基づく要配慮個人情報にあっても変わるものではない。

以上のことを踏まえ、取得した要配慮個人情報については、その適正な取扱いが徹底されるよう、適切な措置を講じるような対応を検討されたい。また、上記(1)と同様、要配慮個人情報の取得であって、法令又は条例に定めがあるもの以外のものについては、事前に個人情報保護制度の所管部署へ報告をし、又は必要に応じて協議等を行った上で当該取得を実施することとするとともに、これにつき適切な形で当審議会へ事後報告を行うこととするのが適当である。

## 5 個人情報の利用及び提供の制限について

個人情報の目的外利用又は目的外提供については、新法においてこれが明示的に許される場合を除き、個人情報保護制度の所管部署への報告等を行った上でこれらを実施するとともに、これにつき当審議会への事後報告を行うこととするのが適当である。

現行条例においては、原則として、本来の事務の目的以外の目的のために個人情報の利用又は提供をしてはならないことが規定されている。その適用除外となるのは、本人同意のある場合、既に公にされている場合、法令等の定める所掌事務に必要な場合等の一定の要件を満たす場合のほかは、「名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めた」場合に限定されている。すなわち、条例に明示された場合を除き、これらの個人情報の利用又は提供に

当たっては、当審議会の関与が必須とされている。

一方、新法による規律においては、上記利用及び提供の制限に関し、類似の規定は置かれているものの、その適用除外となる要件としては、本人同意のある場合、法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要となる場合等明示的なもののほかは、例外的なものとして、「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とされている。そして、上記4と同様、これらの目的外利用又は目的外提供に当たり、当審議会による事前関与は、許容されないこととなると考えられる。

現行条例の規律を可能な限り維持するためには、上記4と同様、個人情報の目的外利用又は目的外提供については、新法においてこれが明示的に許される場合を除き、事前に個人情報保護制度の所管部署へ報告をし、又は必要に応じて協議等を行った上でこれらを実施することとするとともに、これにつき適切な形で当審議会への事後報告を行うこととするのが適当と考える。

## 6 電子計算機を用いた個人情報の処理に関する制限について

要注意情報の電子計算機処理、個人情報の電子計算機処理についての通信回線による結合及び個人情報の電子計算機処理の開始等のうち、現行条例によるならば当審議会への事前の意見聴取を要するものについては、必要に応じて事前に当審議会への意見聴取を経ることができることとするほか、それ以外の案件について当審議会へ事後報告を行うこととするのが適当である。

現行条例においては、原則として、法令等に定めがある場合を除き要注意情報の電子計算機処理をしてはならないこと、個人情報の電子計算機処理に当たっては通信回線による電子計算機の結合を行ってはならないことが定められ、当審議会の意見を聴いた上で例外的にこれらが許容されることとされている。また、個人情報の電子計算機処理の開始に当たっては、一定の場合を除き、事前に当審議会の意見を聴かなければならない旨が定められている。

新法による規律においては、個人情報の電子計算機処理に関する制限は設けられておらず、上記4と同様、これらの個人情報の電子計算機処理に関する当審議会による事前関与は許容されないこととなると考えられる。しかしながら、個人情報の電子計算機処理に関する案件については、当審議会への諮問前に、市内部において一定の水準を満たした審査が行われている。また、諮問された案件の内容も、求められる対応方法が既に実施機関内部において類型化されて

いるものが大半を占めており、当審議会が関与すべき案件は限られたものとなっている。こうした状況に鑑みれば、これら個人情報の電子計算機処理に関する案件については、当審議会の事前関与の必要性は必ずしも高くはなく、市の内部において必要な程度の安全対策が施され得るものと考えられる。

ただし、ICT技術の発展スピードは著しく、今後、市内部のみにおいては適否の判断に迷われる案件が出現することは十分にあり得ることから、これらの事項に関し、実施機関が必要に応じて当審議会の意見を聴いた上で適否の判断を行うことのできる余地を残すべきである。

また、当審議会の関与を経ない案件については、適切な形で当審議会への事後報告を行うこととすべきである。

## 7 開示決定等の期限について

現行の運用を維持することとし、決定期限を14日とする方向で検討することが適当である。

現行条例の規律において、開示決定等の期限は、「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」とされている。

一方、新法の規律においては、「開示請求があった日から30日以内」とされている。ただし、開示請求等の手続に関する事項につき、新法の「規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない」旨が定められており、開示決定等の期限を条例で定めることが許容される。

現行条例に定める期限内に開示決定等を行うことができず期間の延長を行う案件が、全体の1割程度であることに鑑みれば、新法定める期限とすることは、いたずらに市民に不利益を課すことになりかねない。したがって、新法移行後においても、現行どおりの期限とする方向を軸としつつ、実施機関の事務負担を十分に考慮して検討すべきである。

## 8 開示請求者の費用負担について

手数料は無料とし、行政文書の写しの作成及び送付に要する実費のみ徴収することとするのが適当である。

現行条例においては、開示請求者の費用負担に関しては、行政文書の写しの

交付を受ける場合に、「当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない」こととしており、開示請求に当たっての手数料は課していない。

一方、新法においては、開示請求に当たり「条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」こととされている。

これにつき検討したところ、本市において現行の取扱いを変更すべき合理的理由は認められなかった。したがって、手数料の額は無料とし、現行どおり、写しの作成及び送付に要する実費の負担を求めるに留めるべきである。

## 9 訂正請求及び利用停止請求に係る開示決定等前置について

訂正請求及び利用停止請求に当たっては、事前の開示決定等を必須としないこととするのが適当である。

現行条例の規律においては、訂正請求及び消去・利用停止請求の対象を、条例等による開示を受けた保有個人情報に限っており、その趣旨は、訂正等の請求に係る個人情報の保有の有無や、どの保有個人情報についての請求であるかの特定のためであると考えられる。

新法に基づく訂正請求及び利用停止請求においてもこれと同様の規定があるものの、開示請求等の手続に関する事項につき、新法の「規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない」旨が定められており、条例により、こうした開示請求前置を撤廃することが許容される。

訂正等の請求のうちには、事前に保有個人情報の開示を受けずとも、対象となる保有個人情報が明らかに特定できるものもあることが想定されるところ、そのような場合についてまで事前の開示決定等を必須とすることは、訂正等を請求する者に不要な負担を強いるのみならず、行政運営上も非効率な面があると考えられる。したがって、訂正等の請求に当たっての保有個人情報の特定の問題は、請求時の説明又は請求後の補正依頼の手続に委ね、新法に基づく訂正請求及び利用停止請求に当たっては、事前の開示決定等を必須としないこととするのが適当である。

## 10 行政機関等匿名加工情報の提供について

- (1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者が納めるべき手数料については、政令で定める基準と同額とすることが適当である。
- (2) 行政機関等匿名加工情報の提供を受けようとする事業者からの事業の提案内容は、一定程度公表することとする仕組みを構築するのが適当である。これに当たっては、個人情報保護を保護していくことを前提に、法の趣旨を損なわないものとなるよう留意されたい。

- (1) 行政機関等匿名加工情報（以下「加工情報」という。）の利用に関する契約を締結する者が納めるべき手数料の額について

加工情報を利用しようとする事業者は、当該利用に係る契約を本市の機関と締結するに当たり、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。本市において、当該手数料の額を政令で定める標準額と異ならせるべき理由は認められない。したがって、手数料額は、政令で定める額とすべきである

- (2) 事業者による提案について

加工情報の提供制度は、個人情報を基にしたデータが民間事業者へ提供されるという性質上、個人情報の漏えいのリスクをはらんでおり、加工情報の作成及び提供に当たっては、十分な個人情報保護対策が行われている必要がある。そのため、市の内部における安全管理措置の遵守や、事業者における識別行為の禁止その他の情報の適正な取扱いの遵守等の、国の示す個人情報保護対策が重要となることはいうまでもない。

これに加え、制度が円滑に運用されるためには、市民の理解や信頼を得ることが肝要となると考えられる。

加工情報の提供を受けて行われる事業は、「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するもの」であることが認められなければならない。この点において、加工情報の提供制度は、公益的なものといえる。したがって、加工情報の提供を受けようとする事業者からの事業の提案の審査に当たっては、加工の方法が基準に適合するものであることその他の個人情報保護の側面はもちろん、こうした公益的側面についても入念に審査されることが望まれる。

さらに、加工情報の利用内容をはじめ、事業者による加工情報の利用に係

る情報を一定程度公表していく仕組みを構築することで、事業者からの不当な目的での提案の防止が期待できるほか、市民の安心感、納得感につながることを期待できる。ただし、公表する内容が詳細になれば、事業者がノウハウの流出や企業イメージの悪化を恐れる等により提案を委縮することに繋がりがねず、これは、本制度による公益を損なうこととなる。したがって、公表内容その他の公表方法の検討に当たっては、十分な個人情報保護対策が施されるものとするを前提条件としつつ、データ利活用の推進ひいては公益の増進という新法の趣旨を損なうものとならないよう留意されたい。

#### 11 議会における個人情報保護について

調整中

調整中

#### 12 当審議会における審議事項等について

上記のほか、新法の許容する範囲内において、市の機関が必要に応じて当審議会に報告をし、又は意見を求めることができるような包括規定を設けるなどにより、現行条例における個人情報保護の水準を可能な限り担保する方法を検討すべきである。

上記のとおり、令和5年度からは、新法の規律に移行することにより、本市の個人情報保護行政に対する当審議会の関与の度合いは、一定程度低下することとなる。ただし、新法の規律の趣旨は、市民の個人情報の保護を大前提に、情報の流通を推進しようとするものであり、本市における個人情報保護の水準は、可能な限り維持されなければならない。

したがって、上記において当審議会への事後報告を要することとした事項に限らず、新法の許容する範囲内において、実施機関が必要に応じて当審議会に報告をし、又は意見を求めることができるような包括規定を設けるなどにより、現行条例における個人情報保護の水準を可能な限り担保する方法を検討されたい。

なお、新法の規律への移行により、総合的に、当審議会の関与の度合いは低下し、その分、市の内部における自律的な判断の余地が大きくなることから、



本市における個人情報保護は、個人情報の取扱いの実務を担う職員個々人の個人情報保護意識に負うところが大きくなる。個人情報保護制度の所管課にあつては、職員の個人情報保護意識を醸成し、それが高い水準で維持されるよう、適切なルールを構築するとともに、職位研修の充実等に一層の注力をお願いしたい。

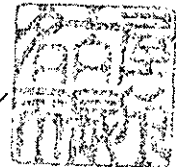
(参 考 資 料)

- 1 諮問書
- 2 名古屋市個人情報保護審議会委員名簿
- 3 名古屋市個人情報保護審議会審議経過

3ス市第191号  
令和3年12月24日

名古屋市個人情報保護審議会  
会長 庄村 勇人 様

名古屋市長 河村 たかし



個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正  
に伴う名古屋市個人情報保護制度のあり方について（諮問）

令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下、「整備法」という。）が公布されました。

整備法においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。）を改正し、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされています。

個人情報保護法の規定は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めるものであり、地方公共団体においても、令和5年春を予定している同法の施行までの間に、同法の制定趣旨・目的及び関係規程に照らして、保護制度の検討が必要であるとされています。

つきましては、本市の個人情報保護制度のあり方について、名古屋市個人情報保護条例第51条第2項第3号の規定に基づき諮問します。

（スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係）

参考資料2

名古屋市個人情報保護審議会委員名簿

	氏名	役職等
会長	庄村 勇人	名城大学法学部教授
職務代理	川上 明彦	弁護士
委員	荒見 玲子	名古屋大学大学院法学研究科教授
委員	小野木 昌弘	中日新聞社論説委員
委員	小林 直三	名古屋市立大学人間文化研究科教授
委員	齋藤 彰一	名古屋工業大学情報基盤センター教授
委員	間瀬 健二	名古屋大学数理データ科学教育研究センター 特任教授

(敬称略)

参考資料 3

名古屋市個人情報保護審議会審議経過

開催日	審議内容
令和3年12月24日	諮問及び論点審議
令和4年1月28日	論点審議
同年2月25日	論点審議
同年3月25日	論点審議
同年4月22日	論点審議
同年5月19日	論点審議、答申案の審議
同年6月3日	答申案の審議
同年7月1日	答申